

改正 令和5年11月22日 原規総発第 2311223 号 原子力規制委員会決定

令和5年11月22日

原子力規制委員会

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等についての一部改正
について

原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（原規総発第 1710172
号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和5年11月22日から施行する。

改正後	改正前
<p>1. はじめに</p> <p>原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項までの規定に基づき、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成し、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事等と協議し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>原子力事業者防災業務計画には、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第1項から第3項までに規定する事項を定めなければならない。</p> <p>また、原災法第7条第4項の規定は、「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第1項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。」と定めていることから、<u>原子力規制委員会</u>は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が原災法第7条第1項の規定に違反していると認められないこと及び当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認められないことを確認することが必要となる。</p> <p>このため、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出を受</p>	<p>1. はじめに</p> <p>原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項までの規定に基づき、原子力事業所ごとに原子力事業者防災業務計画を作成し、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事等と協議し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。</p> <p>原子力事業者防災業務計画には、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号。以下「防災業務計画等命令」という。）第2条第1項から第3項までに規定する事項を定めなければならない。</p> <p>また、原災法第7条第4項の規定は、「内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第1項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。」と定めていることから、<u>内閣総理大臣及び原子力規制委員会</u>は、原子力事業者から届出を受けた原子力事業者防災業務計画が原災法第7条第1項の規定に違反していると認められないこと及び当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないと認められないことを確認することが必要となる。</p> <p>このため、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出を受</p>

けたときに確認すべき視点及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を定める。

本規程における用語の定義については、原則として、原災法、防災業務計画等命令、原子力災害対策指針（平成30年原子力規制委員会告示第8号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「炉規法」という。）における用語の定義に従うこととする。

2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について (略)

原災法第7条及び第30条

- (略)
- (略)
- 前記の場合において、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第1号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

けたときに確認すべき視点及び原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点を定める。

2. 原子力事業者防災業務計画を確認する視点について (略)

原災法第7条及び第30条

- (略)
- (略)
- 前記の場合において、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、原子力規制事務所業務要領（原規総発第1706303号）に基づき上席放射線防災専門官の指導及び助言を受けることが定められていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第1号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

- ・(略)
- ・原子力防災要員の職務として、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(平成24年文部科学省・経済産業省令第2号。以下「通報規則」という。)第2条第1項に掲げる事項に関する業務並びに原災法第26条第3項及び原災法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務について明確にされていること。
- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第2号

○原子力防災管理者又は副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合の代行者について、指定の順位を含めて定められていること。

【解説】

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第3号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第4号

(略)

- ・(略)
- ・原子力防災要員の職務として、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則(以下「通報規則」という。)第2条第1項に掲げる事項に関する業務、原災法第26条第3項及び同法第27条第3項の規定に基づき関係機関に派遣する原子力防災要員の職務その他必要な職務について明確にされていること。
- ・(略)
- ・(略)
- ・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第2号

○原子力防災管理者及び副原子力防災管理者が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合の代行者について、指定の順位を含めて定められていること。

【解説】

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第3号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第4号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第5号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ その他防災のための設備について、設置場所を示した地図、仕様（気象観測器にあつては、風向や風速等の観測項目）、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱い等について明確にされていること。
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第6号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第7号

(略)

【解説】

- ・ 原災法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練については、特定事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の項目として、重大事故等を想定した防災訓練を含めることが明確にされていること。
なお、原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至ら

防災業務計画等命令第2条第1項第5号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ その他防災のための設備として、設置場所を示した地図、仕様（気象観測器にあつては、風向や風速等の観測項目）、点検頻度、点検内容、故障した場合の措置、記録の取扱い等について明確にされていること。
なお、詳細な保守点検については、必要に応じ別に定める文書にて明確にされていること。

防災業務計画等命令第2条第1項第6号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第7号

(略)

【解説】

- ・ 原災法第13条の2第1項の規定に基づく防災訓練の項目については、特定事象その他の事象による原子力災害を想定した防災訓練の項目として、重大事故等を想定した防災訓練を含めることが明確にされていること。

ない想定において災害予防対策を図るための措置を総合的に行う緊急事態を想定した防災訓練と、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る防災訓練を組み合わせる実施することができる。

・ 実用発電用原子炉施設において、防災訓練の評価をピアレビュー形式で実施する場合はピアレビューアーの選定その他の評価の実施体制が明確にされていること。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

(新設)

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第8号

○原子力防災管理者の職務として、警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）が発生した場合の連絡及び経過の連絡に関し、連絡先、連絡手続等について定められていること。

【解説】

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第8号

○原子力防災管理者の職務として、原子力災害対策指針に規定する警戒事態に該当する事象（以下「警戒事象」という。）が発生した場合の連絡及び経過の連絡に関し、連絡先、連絡手続等について定められていること。

【解説】

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第9号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第9号

(略)

【解説】

- ・ (略)
- ・ (略)

・通報様式について、防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第3号。以下「外運搬命令」という。）別記様式第1）に基づく様式を定めていること。

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

・防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、外運搬命令別記様式第1）について、あらかじめ内容を記載して様式として定める場合は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる記載事項を踏まえて定めていること。

項目	記載事項	
（略）	（略）	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	当該原子力事業所に係る特定事象を列挙すること。
	想定される原因	通報の時に判明している原因を記載すること。 なお、原因を調査中の場合は、その旨を記載すること。
	検出された放射線量の状況	通報の時に判明している状況として以下に掲げ

・通報様式について、防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令（平成24年文部科学省・経済産業省・国土交通省令第2号。以下「外運搬省令」という。）別記様式第1）に基づく様式を定めていること。

- ・（略）
- ・（略）
- ・（略）

・防災業務計画等命令別記様式第2（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、外運搬省令別記様式第1）について、あらかじめ内容を記載して様式として定める場合は、次の表の左欄に掲げる項目ごとに右欄に掲げる記載事項を踏まえて定めていること。

項目	記載事項	
（略）	（略）	
特定事象の種類	当該原子力事業所に係る特定事象を列挙すること。	
発生した特定事象の概要	想定される原因	通報の時に判明している原因を記載すること。 なお、原因を調査中の場合は、その旨を記載すること。
	検出された放射線量の状況	通報の時に判明している状況として以下に掲げ

	、検出された放射性物質の状況、 <u>主な施設・設備の</u> 状態等	る事項などを記載すること。 ・放射線測定設備の指示値等 ・原子力施設及び安全設備の運転状態等 なお、調査中の場合は、その旨を記載すること。
(略)	(略)	
・(略)		

防災業務計画等命令第2条第1項第10号

(略)
【解説】
・(略)
・(略)
・ <u>炉規法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合の対応が明確にされていること。</u>

防災業務計画等命令第2条第1項第11号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第12号

(略)

	、検出された放射性物質の状況 <u>又は主な施設・設備等の</u> 状態等	る事項などを記載すること。 ・放射線測定設備の指示値など ・原子力施設及び安全設備の運転状態など なお、調査中の場合は、その旨を記載すること。
(略)	(略)	
・(略)		

防災業務計画等命令第2条第1項第10号

(略)
【解説】
・(略)
・(略)
・ <u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合の対応について明確にされていること。</u>

防災業務計画等命令第2条第1項第11号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第12号

(略)

【解説】

・原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材が明確にされていること。また、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。

・(略)

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第13号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第14号

(略)

【解説】

・原災法第27条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材が明確にされていること。また、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第15号

(略)

【解説】

・原災法第26条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。

・(略)

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第13号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第14号

(略)

【解説】

・原災法第27条第1項の規定に基づく国、地方公共団体等の関係機関が実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるため、あらかじめ貸与する原子力防災資機材、その他必要な措置として、原子力事業所内の状況に関する情報提供等について明確にされていること。

・(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第15号

(略)

防災業務計画等命令第2条第1項第16号

(略)

【解説】

- ・ 備え付ける資料については、各施設で行う活動を考慮し必要な資料を備え付けること。

なお、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に備え付ける資料については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第3条の規定に基づき内閣総理大臣に提出しなければならない資料を含めること。

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第17号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第2号

(略)

【解説】

- ・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を円滑に活動できる広さ

防災業務計画等命令第2条第1項第16号

(略)

【解説】

- ・ 備え付ける資料については、各施設で行う活動を考慮し必要な資料を備え付けること。

なお、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）に備え付ける資料については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第3条の規定に基づき内閣総理大臣に提出しなければならない資料を含めること。

- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第1項第17号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第2号

(略)

【解説】

- ・ 「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行うための十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実動省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を円滑に活動できる広さ

をいう。

なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と通信を確実に行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第3号

- (略)
- 原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うために必要な広さを有していること。
- (略)
- 原子力災害対策関連機関、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡を行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

をいう。

なお、複数の拠点により必要な広さを確保することもできる。

- ・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要な機能を複数の拠点に分散させることもできる。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ 原子力事業所災害対策を実施する関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と通信を確実に行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第3号

- (略)
- 原子力施設事態即応センターは、原子力事業者の原子力防災組織と政府関係機関が円滑に原子力事業所災害対策を行うため必要な広さを有していること。
- (略)
- 原子力災害対策関連機関、緊急時対策所及び原子力事業所災害対策支援拠点と確実な通信連絡が行うため、複数の通信連絡手段について定められていること。

○ (略)

【解説】

・「原子力事業所から比較的距離が近い場所」とは、原子力事業者のうち実用発電用原子炉を設置する者については、原子力施設からおおむね30 km以内の場所、その他の原子力事業者については、原子力施設からおおむね5 km以内の場所をいう。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第4号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第5号

- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、通常電源喪失時に備え、独立した非常用電源設備を整備することについて定められていること。
- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、自然災害の発生を

○ (略)

【解説】

・「原子力事業所から比較的距離が近い場所」とは、原子力事業者のうち実用発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）を設置する者については、原子力施設からおおむね30 km以内の場所、その他の原子力事業者については、原子力施設からおおむね5 km以内の場所をいう。

- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)
- ・ (略)

防災業務計画等命令第2条第2項第4号

(略)

防災業務計画等命令第2条第2項第5号

- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、通常電源喪失時に備え、独立した非常用電源設備を整備することについて定められていること。
- ・ 緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、自然災害の発生を想定し、機能を維持するために

想定し、機能を維持するために必要な措置について定められていること。

【解説】

- ・緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、通常電源設備の機能喪失時に十分な容量の非常用電源設備として、固定式又は可搬式のいずれかを整備することが明確にされていること。
- ・緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターにおける非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄及び補給方法について明確にされていること。
- ・（略）
- ・（略）
- ・緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点、原子力施設事態即応センター及び原子力事業所内情報等伝送設備は、地震、津波、台風等の自然災害の発生を考慮し、それぞれの施設に対し、機能を維持するために必要な措置について明確にされていること。
- ・（略）

防災業務計画等命令第2条第2項第6号

（略）

防災業務計画等命令第2条第2項第7号

（略）

防災業務計画等命令第2条第2項第8号

（略）

必要な措置について定められていること。

【解説】

- ・緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、通常電源設備の機能喪失時に十分な容量の非常用電源設備として、固定式又は可搬式のいずれかを整備することが明確にされていること。
- ・緊急時対策所、原子力施設事態即応センターにおける非常用電源設備については、十分な量の燃料の備蓄及び補給方法について明確にされていること。
- ・（略）
- ・（略）
- ・緊急時対策所、原子力事業所災害対策支援拠点及び原子力施設事態即応センターは、地震、津波、台風等の自然災害の発生を考慮し、それぞれの施設に対し、機能を維持するために必要な措置について明確にされていること。
- ・（略）

防災業務計画等命令第2条第2項第6号

（略）

防災業務計画等命令第2条第2項第7号

（略）

防災業務計画等命令第2条第2項第8号

（略）

防災業務計画等命令第2条第3項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

○原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。

○ (略)

○ (略)

【解説】

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を円滑に行う十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実働省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために円滑に活動できる広さをいう。

なお、複数の拠点により必要な作業を円滑に行う十分な広さを確保することもできる。

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要となる機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要となる機能を複数の拠点に分散させることもできる。

・ (略)

防災業務計画等命令第2条第3項第1号

(略)

防災業務計画等命令第2条第3項第2号

○原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行う十分な広さを有し、放射性物質が放出された場合を考慮した上で、原子力事業所災害対策支援拠点となる場所の候補をあらかじめ定めていること。

○ (略)

○ (略)

【解説】

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために、必要な作業を行うための十分な広さ」とは、原子力緊急事態支援組織や実働省庁（防衛省・自衛隊、警察、消防）が集結し、原子力事業所への物資輸送等の原子力事業所災害対策を行うために活動できる広さをいう。

なお、複数の拠点により必要な広さを確保することもできる。

・「原子力事業所災害対策の支援を行うために必要な機能」とは、被ばく線量・入退域管理、人や車両等の汚染検査・除染、更衣及び使用済の防護服等の仮保管、原子力事業所等立入車両の入庫や出庫とその管理、物資の保管や在庫の管理等をいう。

なお、必要な機能を複数の拠点に分散させることもできる。

・ (略)

・ (略)

- ・ 原子力災害対策関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と通信を確実にを行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・ （略）

防災業務計画等命令第2条第3項第3号

（略）

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について
（略）

原災法第7条第1項

○原災法第7条第1項の規定において、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定めており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原子力事業者防災業務計画の修正をしなければならない。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。

- ・ 原子力事業所災害対策を実施する関連機関（内閣総理大臣官邸、内閣府、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）等）、緊急時対策所、原子力施設事態即応センター等と通信を確実にを行うために、衛星携帯電話、ファクシミリ装置、無線機器等の整備について明確にされていること。
- ・ （略）

防災業務計画等命令第2条第3項第3号

（略）

3. 原子力事業者防災業務計画の確認に係る運用上の留意点について
（略）

原災法第7条第1項

○原災法第7条第1項の規定において、「原子力事業者は、毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない」と定めており、原子力事業者防災業務計画の内容に変更があった場合は、原子力事業者防災業務計画の修正をしなければならない。一方で、「必要があると認めるとき」とあり、事務的な内容の変更など、当該変更内容が軽易である場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の修正を行わず、軽易でない内容の変更が生じたときに、まとめて修正を行うことは認められる。この解釈は、原子力事業者が当該修正の内容及び理由について内閣府及び原子力規制庁に連絡する場合に限り適用する。

【解説】

- ・(略)
- ・この運用に当たっては、原子力事業者から当該修正の内容及び理由について内閣府及び原子力規制庁に連絡があったことを確認することとする。

【解説】

- ・(略)
- (新設)